

銚田・大洗広域事務組合議会の個人情報の保護に関する条例

制定 令和5年3月31日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、銚田・大洗広域事務組合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(個人情報の保護)

第2条 議会の個人情報の保護については、銚田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年銚田市条例第6号）の例による。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。